

令和3年度 人権に関する県民意識調査の概要について

1. 調査の目的

県民の人権に関する考え方等を調査し、人権教育・啓発をはじめとする今後の人権施策を推進する上での基礎資料とする。

2. 経過

平成10年度	設問数 35 問	標本数 2,000 人	(回答者数 : 1,192 人	回答率 : 59.6%)
平成13年度	設問数 45 問	標本数 6,000 人	(回答者数 : 3,124 人	回答率 : 52.7%)
平成18年度	設問数 39 問	標本数 6,000 人	(回答者数 : 3,315 人	回答率 : 55.3%)
平成23年度	設問数 31 問	標本数 3,000 人	(回答者数 : 1,618 人	回答率 : 53.9%)
平成28年度	設問数 23 問	標本数 3,000 人	(回答者数 : 1,575 人	回答率 : 52.5%)

3. 調査の内容

(1) 調査項目 人権全般および人権の個別分野に関する項目

- ①人権についての考え方
- ②人権侵害を受けた経験および対応
- ③人権侵害を見聞きした経験および対応
- ④人権の個別分野ごとの課題
- ⑤同和問題についての考え方 ※
- ⑥人権の尊重や侵害についての考え方
- ⑦人権啓発について
- ⑧人権が尊重される社会の実現に向けての考え方
- ⑨自由記述

※同和問題に関する調査項目については、法務省が令和元年に行った「2019年度 人権に関する意識調査」の一部質問と同様の質問を追加している。

(2) 設問数 27問 (他にフェイスシート4問、自由記述：人権に関する意見・要望)

4. 調査の対象と方法

- (1) 調査地域：滋賀県全域
- (2) 調査対象：県内に住む満18歳以上の者 3,000人 (外国人住民を含む)
- (3) 抽出方法：県内の満18歳以上の住民基本台帳人口に基づき3,000人を全市町に配分し、市町別に無作為抽出
- (4) 抽出台帳：選挙人名簿および住民基本台帳
- (5) 調査方法：郵送調査法および「しがネット受付サービス」によるオンライン調査法
- (6) 調査票：日本語調査票と翻訳調査票 (ポルトガル語・ベトナム語・タガログ語・中国語 (標準語)・英語の5か国語)
併せて、外国人対象者用に「やさしい日本語」に配慮した日本語調査票を作成するほか、外国人対象者からの電話での問い合わせには (公財) 滋賀県国際協会の協力の下、同協会の「しが外国人相談センター」の相談員を介した三者通話で対応できる体制を構築する。
また、視覚障害者用の点字調査票を作成し、必要に応じて配布する。
- (7) 調査期間：令和3年9月22日 (水)～10月31日 (日)

※当初の調査期間は9/22～10/12であったが、調査開始後に期間を10/31まで延長 (調査期間中には督促状を2回送付)

5. スケジュール（予定含む）

（令和2年度）

- ・7/31、10/30、2/3 人権施策推進審議会 第10期第2回～第4回会議（調査の基本設計および調査項目・調査票案等について意見交換）

（令和3年度）

- ・4/14 関係各課あて意見照会
- ・7/29 人権施策推進審議会 第10期第5回会議（調査票最終案に関する意見交換）
- ・8月 調査内容決定
- ・9/22～10/31 調査実施
- ・11/26 人権施策推進審議会 第11期第1回会議（調査概要の説明等）
- ・2月 人権施策推進審議会 第11期第2回会議（調査結果の報告）
県政経営幹事会議（ " ）
常任委員会（ " ）
- ・3月 調査結果の公表